

（目的）

第1条 社会医学系専門医制度は、専門研修プログラムを修了した専攻医が専門医認定試験に合格し、認定登録を受けた者が、社会医学系専門医として個人へのアプローチにとどまらず、多様な集団、環境、社会システムにアプローチし、人々の健康の保持・増進、傷病の予防、リスク管理や社会制度運用に関してリーダーシップを発揮することにより社会に貢献するものである。本細則は、社会医学系専門医の養成を強化していくため、十分な社会医学系の経験を有する者に対して、特例措置により、社会医学系専門医・指導医の資格を付与し、その経験と知識が後進の育成や社会医学の発展に活用されることを目指す。

（定義）

第2条 特例措置による社会医学系専門医・指導医（以下、「特例指導医」という。）とは、医師免許取得後 20 年以上の医師であって、特例指導医として社会医学系専門医協会（以下、「協会」という。）が認定した医師をいう。

2 社会医学系活動の経験とは、別表 1 に掲げる社会医学系活動の実践例の活動を実践することをいう。

3 基本プログラムとは、協会及び一般社団法人日本公衆衛生学会により共同で運営される社会医学系 e ラーニング・コンソーシアムが E ラーニングとして提供するプログラムの一部をいう。

（具体的な要件）

第3条 以下の各号に掲げる要件の全てを満たす者は、特例指導医として、協会に申請できる。

一 指導医講習会（別表 2 に掲げる内容を含むもの）を受講済であること

二 別表 3 の協会を構成する学会・団体（以下、「学会・団体」という。）の会員・所属歴が 8 年以上であること

三 医師免許取得後 20 年以上経過していること

四 社会医学系活動の経験が、通算 10 年以上あること

五 会員・所属歴が 8 年以上の学会・団体から推薦された社会医学系専門医協会理事 1 名の推薦を受けること

六 基本プログラム（7 科目×7 時間＝49 時間）を履修していること（会員・所属歴が 8 年以上の学会・団体が友好社員の場合に限る。）

2 前項第 5 号において、時期が重なっていない場合に限り、会員・所属歴の合算を可能とする。

3 第 1 項第 5 号において、会員・所属歴が 8 年以上の学会・団体が友好社員の場合は、当該学会・団体から推薦された友好社員委員会の委員 1 名の推薦を受けること

4 第 2 項の場合、会員・所属歴を有する各々の学会・団体から推薦された社会医学系専門医協会理事の推薦を受けること

（申請手続き）

第4条 特例指導医の申請者（以下、「申請者」という。）は、協会が毎年設定する受付期間（4 月 1 日から 11 月 30 日まで）に、以下の各号に掲げる申請書類を電子媒体（e-Mail の添付文書等）で協会事務局に提出するものとする。

- 一 特例措置による社会医学系専門医・指導医申請書（別表４）（両面印刷すること）
 - 二 審査料振込のクレジット決済の返信 e-Mail 又は審査料振込明細書のコピー
 - 三 医師免許証のコピー（A4 サイズに印刷すること）
 - 四 指導医講習会の受講証のコピー
 - 五 会員・所属歴が 8 年以上の学会・団体から推薦された社会医学系専門医協会理事の推薦書のコピー
 - 六 基本プログラムの E-ラーニング受講レポート 49 時間分（7 科目分を 1 枚に記載したもの）全 7 枚（会員・所属歴が 8 年以上の学会・団体が友好社員の場合に限る。）
- 2 前項において、やむを得ない場合は、郵送で申請書類を協会事務局に送付することができる。
 - 3 第 1 項において e-Mail の添付文書で申請するときはパスワードを付すものとする。
 - 4 第 1 項第 5 号において、申請者は、8 年以上所属している学会・団体の事務局に推薦書の交付手続を行うものとする。
 - 5 第 1 項第 5 号において、会員・所属歴が 8 年以上の学会・団体が友好社員の場合は、当該学会・団体から推薦された友好社員委員会の委員の推薦書のコピーとする。
 - 6 申請者は、協会が受付期間内に提示する「特例措置による社会医学系専門医・指導医申請書の記入上の注意」（別表 5）を熟読の上で申請書類を提出しなければならない。

（指導医講習会及び基本プログラムの受講手続き）

- 第 5 条 申請者は、指導医講習会を社会医学系 e ラーニング・コンソーシアムが e ラーニングとして提供するプログラムで受講する場合は、あらかじめ十分な時間的余裕をもって、協会事務局に対して e ラーニング ID 発行申請フォームを通じて ID 発行を申請するものとする。
- 2 前項の場合において、申請者は利用料を協会事務局に納入するものとする。
 - 3 協会事務局は、前 2 項の申請があった場合、社会医学系 e ラーニング・コンソーシアム事務局に仮登録手続きを行い、ID を申請者に発行するものとする。
 - 4 申請者が e ラーニング以外で指導医講習会を受講する場合は、前項の手続きは不要とする。
 - 5 協会事務局は、開催予定の指導医講習会に関する情報を協会 WEB サイトに掲載するものとする。
 - 6 申請者が基本プログラムを受講する場合は、第 1 項から第 3 項までを準用するものとする。

（審査料）

- 第 6 条 審査料は、9,900 円とする。
- 2 申請者は、前項の審査料について、審査料決済フォームを通じて協会事務局に納入するものとする。
 - 3 協会事務局は、申請者が審査料及び認定登録料に関する重複納入及び誤納入があった場合には、当該申請者に審査料及び認定登録料を返還する旨の連絡を行うものとする。
 - 4 協会事務局は、前項の連絡後に当該申請者から一定期間連絡がない場合には、理事会の承認を得て、協会の運営に充当することができる。

（学会・団体の役割）

- 第 7 条 学会・団体は、推薦書の受付時期、交付に要する標準処理期間、必要な手数料等について決定するものとする。

2 学会・団体は、申請者本人との面談（WEB 可）、e-Mail による連絡等により、社会医学系専門医のコア・コンピテンシーをもとに、国、地域、職域、医療現場等の社会に存在又は発生する健康課題に対して、システム、環境、集団、個人といった幅広い対象に働きかけて問題を解決する能力を有するかを評価し、適切と認められる場合、申請者に対して推薦書を交付するものとする。（別表 6）

3 前項のコア・コンピテンシーは、以下の各号に掲げるものとする。

- 一 基礎的な臨床能力
- 二 分析評価能力
- 三 事業・組織管理能力
- 四 コミュニケーション能力
- 五 パートナーシップの構築能力
- 六 教育・指導能力
- 七 研究推進と成果の還元能力
- 八 倫理的行動能力

（専門医・指導医認定委員会の役割）

第 8 条 専門医・指導医認定委員会は、第 4 条第 1 項に基づいて提出された申請書類に基づき、特例指導医としての適否を審査する。

2 専門医・指導医認定委員会の委員長は、前項の審査結果を理事会に報告する。

3 第 1 項の審査の結果、特例指導医として適切と判断された申請者に対して、認定登録手続きの連絡を行う。

4 第 1 項の審査の結果、特例指導医として適切ではないと判断された申請者に対して、理由を付してその旨を通知する。

（認定登録手続き）

第 9 条 前条第 3 項の連絡を受けた申請者は、速やかに認定登録手続きを行う。

2 認定登録料は 14,850 円とする。

3 協会事務局は、認定登録料の納付が確認され次第、理事長名の登録証を交付する。

4 特例指導医の認定番号は「特〇〇－〇〇〇〇〇〇」とする。

（更新）

第 10 条 特例指導医の更新については、「社会医学系専門医の更新に関する細則」の定めるところによる。

（問合せ）

第 11 条 申請者は、本細則の内容に係る問合せを行う際は、正確性を期すため、協会事務局にメール（jbphsm@asas-mail.jp）又は協会 Web サイトの「お問い合わせフォーム」を通じて行うものとし、電話で問い合わせてはならない。

第 12 条 本細則の改正は、専門医・指導医認定委員会の議決により行う。

(施行期日)

附則

第1条 この細則は、2025年8月28日から施行する。

別表1 社会医学系活動の実践例

特例措置による社会医学系専門医・指導医の審査にあたり、社会医学系での経験を表す例を参考までに示します。申請書の「社会医学系での活動・実績」を記載する際の参考にしてください。

(1) 以下の資格、役職、活動は、社会医学系の経験とみなしうるものの例です。資格の取得に要した期間も社会医学系の経験に含まれます。

- 日本衛生学会の衛生学エキスパート
- 日本医療情報学会の医療情報技師、上級医療情報技師
- 日本産業衛生学会の専攻医、専門医、指導医
- 日本疫学会の疫学専門家
- 日本公衆衛生学会の認定専門家
- 日本医療・病院管理学会の認定フェロー
- 日本医学教育学会の認定医学教育専門家
- 日本法医学会の認定医
- 衛生学、産業衛生学、公衆衛生学、疫学、医療・病院管理学、医療情報学、災害医学に関する研究（研究実績は学会や論文での筆頭発表者等）や研究・教育を担う役職
- 病院における医療管理の実務を担う役職（院長、副院長等）
- 臨床研修病院等において医療情報システムの企画・管理を行う部門に所属する職員
- 災害支援チームへの登録・参加（DMAT、JDR等）、所属機関の災害医療役職（院内災害対策委員会の責任者）、地域の災害医療に関する活動（災害医療コーディネーター等）、災害救急医療等に係る管理職等の経験（病院の管理職、救命救急センター長、MC担当医師等）
- 労災病院の治療就労両立支援センター、治療就労両立支援部等における治療と就労の両立支援にかかる活動（両立支援コーディネーター等）
- 院内での医療安全委員会や感染制御委員会等での責任者としての活動（委員長）
- 地域でのメディカルコントロール協議会等での活動
- 都道府県医師会理事（公衆衛生、産業保健、医療安全、医療情報、災害医療）や郡市医師会会長
- 学会・団体での学会運営の経験、委員会委員、評議員、理事、監事、学会セミナー等講師

(2) 以下の職務歴（常勤職員等）は、社会医学系の経験とみなしうるものの例です。

- 大学の社会医学系領域の助教相当以上の教育研究経験
- 厚生労働省等行政機関（国、自治体）の医系技官
- 検疫所の検疫官、大使館等の医務官、刑務所等の矯正医官、部隊・基地等の自衛隊医官
- 都道府県・市役所衛生主管部局、保健所等行政機関の保健医療福祉部門の医師
- 地方衛生研究所、精神保健福祉センターの医師
- 企業等の専属産業医、労働衛生機関の常勤医師
- 大学等の健康管理センターの常勤医師
- 社会医学系のフルタイムの大学院生（正規の修業年限のみカウント）
- 病院グループ（国立病院機構、地域医療機能推進機構など）の管理部門の医師

別表 2 指導医講習会の内容

1.総論
(1)社会医学系専門医の制度
2.各論
(1)専門研修
(2)専門医認定試験
(3)専門医・指導医の更新ルール
(4)特例措置による社会医学系専門医・指導医
(5)名誉社会医学系専門医・指導医
(6)情報発信
(7)最近の動き

別表 3 社会医学系専門医協会構成学会・団体

【正社員】
日本衛生学会 日本医療情報学会 日本産業衛生学会 日本疫学会 日本公衆衛生学会
日本災害医学会 日本医療・病院管理学会 日本職業・災害医学会
全国衛生部長会 全国保健所長会 地方衛生研究所全国協議会 全国衛生学公衆衛生学教育協議会
日本医師会 日本医学会連合
【友好社員】
日本医学教育学会 日本国際保健医療学会 日本法医学会

別表4 特例措置による社会医学系専門医・指導医申請書（2025年度用）

特例措置による社会医学系専門医・指導医申請書

一般社団法人 社会医学系専門医協会 御中

下記のとおり申請します。

記載日：西暦 年 月 日

審査料振込日：西暦 年 月 日

ふりがな			「 (写真貼付欄) 」
氏 名			
生年月日（西暦）	年 月 日生		
登録の鍵とする学会 ※当協会の構成学会 （学会歴）	学会 （2025年4月現在 学会歴 年） （会員番号 ）		
上記を含む 所属学会 （全て）	☐ 日本衛生学会 ☐ 日本産業衛生学会 ☐ 日本公衆衛生学会 ☐ 日本医療・病院管理学会 ☐ 日本医療情報学会 ☐ 日本疫学会 ☐ 日本災害医学会 ☐ 日本職業・災害医学会 ☐ 日本医学教育学会 ☐ 日本国際保健医療学会 ☐ 日本法医学会		
所属団体（全て） （所属歴） ※最も長いものを記載	☐ 全国衛生部長会 ☐ 全国保健所長会 ☐ 地方衛生研究所全国協議会 ☐ 全国衛生学公衆衛生学教育協議会 ☐ 日本医師会 ☐ 日本医学会連合 （2025年4月現在 所属歴 年）		
主たる所属 （ひとつのみ）	☐ 行政 ☐ 職域 ☐ 教育研究機関 ☐ 医療機関（大学病院を除く） ☐ その他（ ）		
主たる勤務先名と役職		役職	
住所(送付・連絡先) ☐ 自宅 ☐ 勤務先	(住所：送付物が届くように、組織名・所属名も必ず記載してください) 〒 (TEL) (FAX)		
E-mail アドレス （添付ファイルを開くことができるもの）	@		
医籍登録	登録年月日：（西暦） 年 月 日 登録番号： （2025年4月現在 医歴 年）		
経歴年数	社会医学系の経験年数（常勤換算） 合計（ ）年（ ）か月 （2025年4月時点）		

申請者 氏 名	
---------	--

社会医学系での活動・実績は、必ず、当該ページ1頁以内で記載してください。

○職歴（できるだけ時系列でわかりやすく、役職を含めて記載してください。）

〔例：○年○月～○年○月〔○年○か月〕週に○日〕※始期と終期を必ず記載ください。

非常勤の場合は、勤務頻度(常勤換算、エフォート率等)がわかるように記入

○社会医学系の活動歴（できるだけ時系列でわかりやすく記載してください。）

（非常勤や兼任の際は、期間[年月数]と頻度[週に何時間か等]がわかるよう記載すること。

〔例：○年○月～○年○月〔○年○か月〕週に○日〕主導者や代表か協力者か、役割を明示。）

〔例：研究歴 ○年○月～○年○月〔○年○か月〕、研究内容、代表研究者か研究協力者を記載〕

〔例：大学院歴○年○月～○年○月〔○年○か月〕フルタイムか社会人大学院生か修了年も記載〕

〔例：臨床活動と研究活動を兼任している場合は、エフォート率も記載〕

○指導講習会受講状況

講習会名 _____

開催年月日（西暦） _____ 年 _____ 月 _____ 日

開始時間・終了時間 _____ 時 _____ 分～ _____ 時 _____ 分

開催場所 _____

別表 5 特例措置による社会医学系専門医・指導医申請書の記入上の注意

特例措置による社会医学系専門医・指導医申請書の記入上の注意

1. 記載日

- 申請書を作成した年月日を記入してください。

2. 写真

- 3 か月以内に撮影されたもの。4 cm × 3 cm（証明書用と同等サイズ）

3. 氏名

- 手書きの場合、氏名は楷書で記入してください。

4. 登録の鍵とする学会、所属学会、所属団体

- 特例措置による社会医学系専門医・指導医の要件（2）には、「社会医学系専門医協会構成学会・団体の会員・所属歴が8年以上」があります。
- 主とする学会を「登録の鍵とする学会」として登録し、重複登録の防止などの管理を行っています。
- 「登録の鍵とする学会」は、その下欄にある 11 学会でなければなりません。その学会の 2025 年 4 月時点の学会歴の年数と会員番号を記入してください。
- また、「所属団体」の 6 団体に所属している場合は、所属している全ての団体名にチェックを入れ、所属歴は最も長いものについて、2025 年 4 月時点の年数を記入してください。

5. 主たる所属

- 主たる所属組織の活動領域を行政、職域、教育研究機関、医療機関（大学病院を除く）、その他のうちから一つだけ選んでチェックを付けてください。大学病院で社会医学領域の活動をしている場合は、教育研究機関にチェックを入れてください。

6. 主たる勤務先名と役職

- 複数の組織、機関に在籍している場合、主に活動している組織、勤務先名と役職を記入してください。

7. 住所(送付先・連絡先)

- 自宅または勤務先のどちらかにチェックを入れてください。勤務先を登録する場合、組織名、所属名なども記載し、確実に郵送物が届くようにしてください。

8. E-mail アドレス

- 通常の連絡等は E-mail で行うことを予定しています。事務局からは PC メールで発出しますので、携帯メールアドレスは不可です。添付ファイルを開くことができるアドレスであればメールアドレスは職場、個人のいずれでも構いません。

9. 医籍登録番号、登録年月日

- アラビア数字で記入してください。特例措置による社会医学系専門医・指導医の要件(3)には、「医師免許取得後 20 年以上経過していること」があります。2025 年 4 月時点の医歴の年数を記入してください。

10. 経験年数

- 非常勤の場合は常勤換算を用いて常勤に換算してください。
- ここでいう「常勤換算」とは、週 1 日×1 年間の活動を 1 単位とし、3 単位以上で常勤 1 年間 と同等の経験とする換算方式を意味します。
- ただし、1 年間に 3 単位を超える活動であっても 1 年を超える経験年数を計上することはできません。
- 同時進行の経験期間も重複カウントはできません。合計は、2025 年 4 月時点をもって算出してください。

11. 社会医学系での活動・実績

(1)「職歴」

- 医師免許取得後の職歴をできるだけ時系列でわかりやすく、役職を含めて記載してください。
「例：○年○月～○年○月[○年○か月] 週に○日」といった形で、始期と終期を必ず記載ください。
- 非常勤の場合は、常勤換算を用いて常勤に換算してください。
- ここでいう「常勤換算」とは、週 1 日×1 年間の活動を 1 単位とし、3 単位以上で常勤 1 年間 と同等の経験とする換算方式を意味します。
- ただし、1 年間に 3 単位を超える活動であっても 1 年を超える経験年数を計上することはできません。
- 同時進行の経験期間も重複カウントはできません。

(2)「社会医学系での活動歴」

- **【参考】「社会医学系活動の実践例」を参照して、**できるだけ時系列で、わかりやすく記載してください。
- 特例措置による社会医学系指導医の要件(4)には、「社会医学系活動の実践が、通算 10 年以上あること」があります。
- 非常勤や兼任の際は、期間[年月数]と頻度[週に何時間か等]がわかるよう記載してください。
〔例：○年○月～○年○月[○年○か月]週に○日〕
- 委員会活動や研究活動など、外部から関与の度合いがわかりにくいものは、上記の期間・頻度に加えて、主導者や代表か協力者か等の役割を明示してください。臨床活動と研究活動を兼任している場合は、エフォート率も記載してください。
- 研究歴は、研究内容、代表研究者か研究協力者を記載してください。
- 大学院歴は、フルタイムか社会人大学院生か、学位取得の有無、修了年も記載してください。

(3) 期間の積算についての考え方は以下のとおりです。

- 原則は、フルタイムの1年間（12 か月）の勤務を1年間とみなしますが、非常勤等スポットでのかかわりの評価のめやすの例を示します。
 - ◇ フルタイムとみなすには原則的に週3日以上の出務は必要と考えられます。
 - ◇ 行政への協力について、内容によっては1回を1週間とみなしてもよいと考えられます。
 - ◇ 指導医には、年数のみならず、よりレベルの高い活動実績（指導、運営含む）が求められます。
 - ◇ 積算については、同一期間内に重複した経験があっても二重にカウントはできず、実際に従事した期間の通算とします。
 - ◇ 協会構成学会・団体の委員会等については、正副の会長・委員長は、関与度が大きいので、委員より重みづけを大きくします。
- 所属時期が重なっていない場合に限り、所属歴の合算が可能です。
 - ◇ 2つ以上の構成学会・団体における所属歴を合算する場合は、所属歴を算出した学会・団体すべてにおいて、推薦を受けてください。

1.2. 指導医講習会の受講確認

- 特例措置による社会医学系専門医・指導医の要件（1）には、「指導医講習会を受講済であること」があり、（6）には「基本プログラム（7 科目×7 時間＝49 時間）を履修していること」があります。
- 講習会の受講確認のため、講習会名、開催年月日、開始時間・終了時間、開催場所を記載し、受講票等の受講確認書類のコピーを提出してください。
- なお、社会医学系専門医の資格を持たない方が e ラーニングコンテンツを受講するには、仮登録手続きを行い、社会医学系 e ラーニングコンソーシアム事務局に ID を発行してもらいます。その手続きの窓口は社会医学系専門医協会事務局が担います。

1.3. 提出時の注意

- 申請書は、必ず2頁で記入し、郵送の場合は2頁を両面で1枚としてご提出ください。

【参考】社会医学系活動の実践例

特例措置による社会医学系専門医・指導医の審査にあたり、社会医学系での経験を表す例を参考までに示します。申請書の「社会医学系での活動・実績」を記載する際の参考にしてください。

（1）以下の資格、役職、活動は、社会医学系の経験とみなしうるものの例です。資格の取得に要した期間も社会医学系の経験に含まれます。

- 日本衛生学会の衛生学エキスパート
- 日本医療情報学会の医療情報技師、上級医療情報技師
- 日本産業衛生学会の専攻医、専門医、指導医
- 日本疫学会の疫学専門家
- 日本公衆衛生学会の認定専門家

- 日本医療・病院管理学会の認定フェロー
- 日本医学教育学会の認定医学教育専門家
- 日本法医学会の認定医
- 衛生学、産業衛生学、公衆衛生学、疫学、医療・病院管理学、医療情報学、災害医学に関する研究（研究実績は学会や論文での筆頭発表者等）や研究・教育を担う役職
- 病院における医療管理の実務を担う役職（院長、副院長等）
- 臨床研修病院等において医療情報システムの企画・管理を行う部門に所属する職員
- 災害支援チームへの登録・参加（DMAT、JDR 等）、所属機関の災害医療役職（院内災害対策委員会の責任者）、地域の災害医療に関する活動（災害医療コーディネーター等）、災害救急医療等に係る管理職等の経験（病院の管理職、救命救急センター長、MC 担当医師等）
- 労災病院の治療就労両立支援センター、治療就労両立支援部等における治療と就労の両立支援にかかる活動（両立支援コーディネーター等）
- 院内での医療安全委員会や感染制御委員会等での責任者としての活動（委員長）
- 地域でのメディカルコントロール協議会等での活動
- 都道府県医師会理事（公衆衛生、産業保健、医療安全、医療情報、災害医療）や都市医師会会長
- 協会構成学会・団体での学会運営の経験、委員会委員、評議員、理事、監事、学会セミナー等講師

（２）以下の職務歴（常勤職員等）は、社会医学系の経験とみなしうるものの例です。

- 大学の社会医学系領域の助教相当以上の教育研究経験
- 厚生労働省等行政機関（国、自治体）の医系技官
- 検疫所の検疫官、大使館等の医務官、刑務所等の矯正医官、部隊・基地等の自衛隊医官
- 都道府県・市役所衛生主管部局、保健所等行政機関の保健医療福祉部門の医師
- 地方衛生研究所、精神保健福祉センターの医師
- 企業等の専属産業医、労働衛生機関の常勤医師
- 大学等の健康管理センターの常勤医師
- 社会医学系のフルタイムの大学院生（正規の修業年限のみカウント）
- 病院グループ（国立病院機構、地域医療機能推進機構など）の管理部門の医師

別表 6 社会医学系専門医協会理事の推薦の取得方法

